

お客様各位

給与計算の本人老年区分の廃止について

給与計算につきまして下記の操作をお願い申し上げます。

但し、昨年末で「本人が老年者に該当する方」がおられない場合は 操作は不要です。

(必要な操作)

平成17年度の1月の給与計算の前に、「本人が老年者の区分」が「1:該当する」になっている方につきまして「0:該当しない」に変更してください。

The screenshot shows the '社員マスター登録' (Employee Master Registration) form in Microsoft Access. The form is for employee '海田 益夫' (Umeta Masuo). The '本人 障害区分' (Employee Disability Category) field is highlighted with a red circle and an arrow pointing to it from the text above. The current value is '0' (該当しない), and the options are '0 該当しない' and '1 該当する'. The form also displays various other fields like '配偶者区分', '扶養者数', and '年齢' (55).

基本データ	固定データ	扶養者データ	月次変動データ	賞与変動データ	年末調整	振込関係
配偶者区分	0 知なし	1.非受給 2.一般の控除対象	3.老人	4.一般同居特別障害	5.老人同居特別障害	
一般扶養者数	0 人数	★配偶者以外の全ての扶養者は「一般扶養者数」から「同居特別障害(老人同居老親等)」の項目のいずれか一つに該当します。				
特定扶養者数(16歳以上23歳未満)	0 人数	★二項目以上に該当することはありません。				
老人扶養親族	同居老親等以外	0 人数	★特定扶養者や老人等の年齢は扶養者データの年齢により判定して下さい。			扶養者一覧表の印刷
	同居老親等	0 人数	★自動的に入力されません。			
同居特別障害者	一般の扶養親族	0 人数	本人 障害区分	0 該当しない	1.一般 2.特別	
である扶養親族	特定扶養親族	0 人数	老年	0 該当しない	1.該当する	
	老人同居老親等以外	0 人数	勤労学生	0 該当しない	1.該当する	
	老人同居老親等	0 人数	寡婦	0 該当しない	1.一般の寡婦、寡夫 2.特別の寡	
特別障害者数(本人以外)	0 人数					
普通障害者数(本人以外)	0 人数					

扶養者名	続柄コード	続柄	生年月日(和暦)	生年月日(西暦)	年齢
三四郎	20	長男	昭和 23 2 2	1948/02/02	55
*					

レコード: 1 / 1
レコード: 2 / 22
フォームビュー

(操作が必要な理由)

平成17年度より本人が老年に該当する場合の控除が廃止になります。

現状ではこの区分に該当しますと月次給与、賞与におきまして「扶養者が一名いる」とみなして所得税を計算します。

以上よろしくお願い申し上げます。

2005年1月6日

ピー・エス・シー株式会社

Tel . 03-3889-1400 Fax . 03-3889-1420